



理事の職務権限に関する規程

(理事の機能)

第1条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの規定で定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事の職務権限)

第2条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の職務権限)

第3条 理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けた時は、その職務を代行する。

(理事会における報告義務)

第4条 代表理事は、毎事業年度に2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(附則)

この規程は、2021年10月1日から施行する。